習志野市立第二中学校　いじめ防止基本方針

1　基本理念

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の規定により、いじめはどの学校でも、また誰にでもそして、いつでも起きる可能性があるとの認識と、『いじめは絶対許さない』行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として、この方針を設定する。

全教育活動を通じていじめの未然予防にあたる。さらに、日常の教育活動においていじめの早期発見・早期対応に努める。そして、いじめを認知した場合はいじめを受けている生徒及びいじめを受けた生徒を助けようとして生徒の生命及び心身を保護することが重要である。同時に生徒が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本とし、国、県、市町村、学校、地域社会、保護者、家庭その他の関係者の連携の下、指導・支援に取り組む。

すべての生徒が楽しく実りある学校生活を過ごせるよう、全教職員と生徒、保護者、地域住民が協力し、いじめのない学校を実現するよう努力を継続する。

（１）いじめとは　いじめ防止対策推進法　第２条

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）定義に基づくいじめの判断及び 留意点

①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒及び保護者の立場に立つことが必要である。

②いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

③本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。

④いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下、「学校いじめ対策組織」という。）」を活用して行う。

⑤「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

⑥「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、所有物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

⑦インターネット上で特定の児童生徒に対する悪口が書かれていたものの、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

⑧いじめの定義に該当すると判断した場合において、例外的に厳しい指導を要しない場合があり得る。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合がある。このような場合、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味しつつ、他方でこの種の行為がストーカー行為等の規制等に関する法律（平成１２年５月２４日法律第８１号）が定める「つきまとい等」に当たる可能性があることを考慮した上で対応する必要がある。

また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好

な関係を再び築くことができた場合においても、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

⑨具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

〇冷や かしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
〇仲間はずれ、集団による無視をされる
〇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
〇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
〇金品をたかられる
〇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
〇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
〇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

⑩児童生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、１回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。また、上述のア～ケで挙げた「いじめ」の中で 、 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上 で、 早期に警察に相談・通報 し 、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2　いじめ防止委員会の設置

設置の根拠　いじめ防止対策推進法　第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（１）構成員

①本校に於ける構成員

校長　教頭　教務主任　生徒指導主任　各学年主任　教育相談担当（不登校担当）
養護教諭　スクールカウンセラーを核とし、協議・対応する。

いじめの事実があったときは、学級担任、部活動顧問、学年生徒指導担当、特別支援担当などを加え構成する。

②情報集約担当：各学年生徒指導担当

いじめは教職員個人が情報を抱え込まず、学校全体の組織で対応する中心を担う。

③教職員以外の構成員

重大事態が発生した場合の対応として福祉の専門知識を有する主任児童委員や民生児童委員、有識者の学校評議員を加える。さらに市教委、葛南教育事務所指導の下、SV（スーパーバイザー）、SVA（スーパーバイザーアシスタント）、SSW（スクールソーシャルワーカー）等の要請を行う。

（２）役割

本方針の改訂と本方針に基づく取り組みの実施、具体的な年間計画の策定と実施・検証を行う。日々の教育活動を通じ、いじめと疑われるケースの迅速な情報の収集と記録、共有を行い、いじめの防止と早期発見・早期対応に努める。また、生徒会活動としてのいじめ撲滅運動を支援・援助して、いじめのない学校作りの中核となる。

（３）会議の実施

定例会：週１～２回、定例会を実施する。各学期、６月・１０月・２月にいじめアンケートの実施と教育相談週間を設けて、その総括を行い、PDCAサイクルを確立させる。

臨時会：喫緊のいじめ事案が発生した場合に校長が主宰して開き、事実確認と被害生徒の保護、加害生徒への指導と、保護者や関係諸機関との対応を行う。

（５）組織図

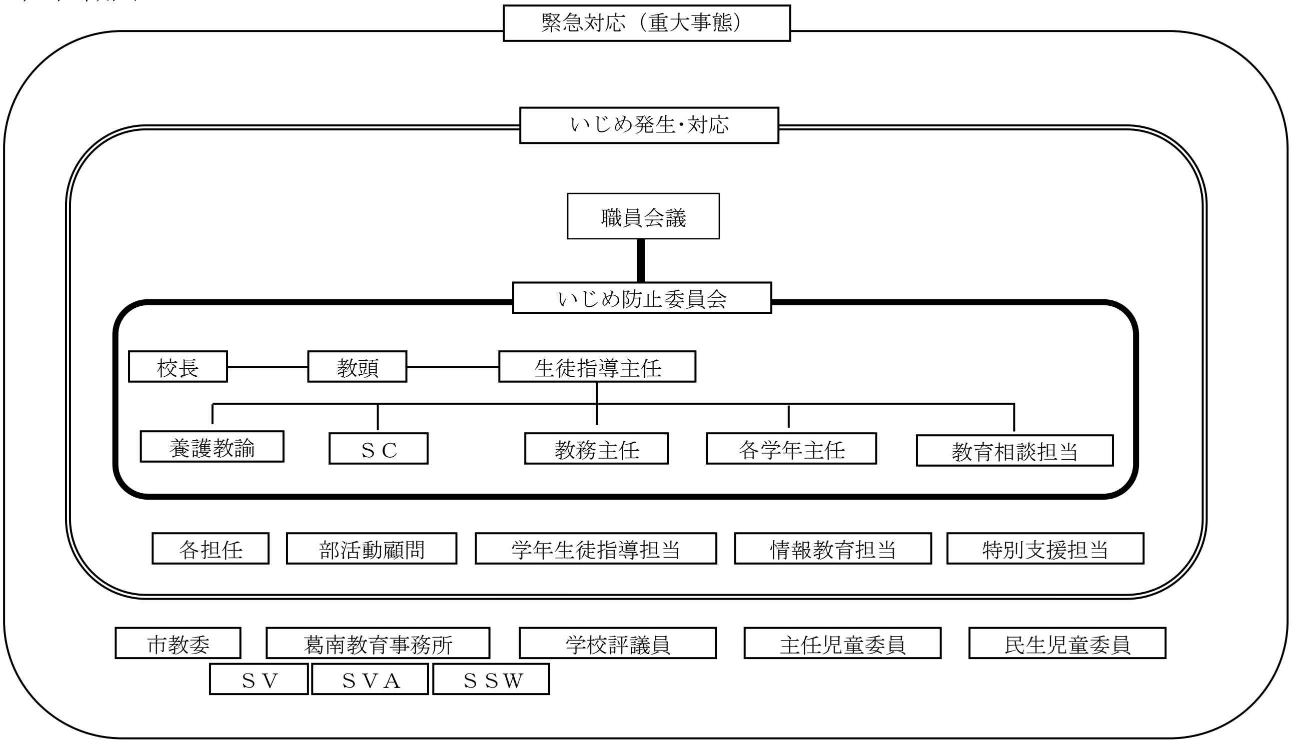

３　いじめ未然防止について

生徒が「いじめは決して許されない」ことの理解し、生徒同士が互いを認め合い、良好な関係を築くことができよう年間を通して道徳教育を含め、教育活動全体でより良い人間関係や集団作りを推進する。

本校ではすべての生徒が、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していくことが、いじめの未然防止につながると考えすべての年間計画を策定していく。

（１）年間計画

４月	いじめ防止年間計画の確認　ＳＯＳの出し方教育
５月	いじめアンケート　教育相談アンケート
６月	教育相談　定例会
９月	ＳＯＳの出し方教育
１０月	いじめアンケート　教育相談アンケート
１１月	教育相談　定例会
１月	ＳＯＳの出し方教育　いじめアンケート　教育相談アンケート
２月	教育相談　定例会　今年度の反省と次年度の方針
その他、毎週行われる、生徒指導部会・教育相談部会でいじめを議題として取り上げる。	

（２）生徒会活動を通じて

生徒の自主的活動により、いじめ撲滅の意識の高揚と、生徒会長を中心としたイエローリボンキャンペーンを盛り上げ、一人一人が生徒同士の為に安全で安心な学校生活を守っていく取り組みを行う。今後の生徒会活動として継続できる取り組みを支援していく。

（３）地域・市民・保護者との連携

保護者会や学校だよりなど、日常的な保護者との連携の中で、いじめ防止基本方針の策定、改定の都度、学校のホームページには全文を掲載していることを周知していくものとする。

いじめはすべての生徒に関係する問題であり、誰もがいじめの当事者となることのないように学校と保護者と学校が協力して規範意識を育てられるよう、学年便りなどを通じ、日常的な啓発活動につとめる。また、地域や市民には安心して生徒が過ごすことができる環境づくりへの協力を働き掛ける。また、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市・教育委員会・学校その他の関係者に情報を提供するよう求める。

（４）教職員のいじめ対応への資質向上

いじめの未然防止には、管理職研修、生徒指導主任研修会、教育相談研修会、養護教諭研修会等、職層に応じ、計画的に日常的に研修に努める。

教職員の日常的な言葉遣いの質を高めること、差別や暴力を憎む気持ち醸成など人権感覚の向上や生徒指導の機能を生かした授業の展開が重要と考える。

また、日ごろから生徒の人間関係等を見守るべく、休み時間なども含め、校内を巡回しいじめ防止につなげる。

二中のすべての生徒がかけがえのない存在であり、中学生にふさわしい成長をする権利を有し、すべての教職員がそれを支援することを日々確認していく。

４　いじめの早期発見について

（１）いじめの早期発見と対応

①年３回の定期的ないじめアンケート調査の実施と各学期１回行われる教育相談を通じて、一人一人の生徒の状況把握につとめる。なお、いじめアンケートについては、自宅で保護者と一緒に記入することを促し、封筒に入れて提出させ、担任・生徒指導担当が開封・確認するなど、記入、対応しやすい状況を作る。

②各学年に教育相談担当教員を設定し、生徒が相談しやすい環境と雰囲気を整える。

③保護者と学校の連携が、生徒の健やかな成長には不可欠と考え、夏休みには保護者面談を行い、すべての家庭との連携をはかる。日常的な教育相談活動の一環として、必要に応じて、保護者面談や家庭訪問を行い、お互いの信頼感を醸成していく。

④生徒の日常的な変化を見逃さないように、学年会・打ち合わせで生徒情報を共有する。

５　いじめの相談･通報について

①アンケートなどから現れたいじめについて、「いじめ状況調査」（巻末参照）を担当者が記入し、被害生徒に対する支援と、加害生徒に対する指導を継続する。

②アンケートなどを通じ「わからない」や「いじめを見た」と回答した生徒についても、担任と生徒指導主任が確認し、大事に至る前に指導を行っていく。

③「いじめ」は被害生徒にとっても加害生徒にとっても、触れにくい問題である認識を持ち、勇気をもって、相談や通報があった場合は、迅速に、また、丁寧に対応する。

④生徒会の意見箱にいじめに関する内容も相談･通報ができるように周知する。また、意見箱には鍵をかけ、機密性を守る。

６　いじめを認知した場合の対応

（１）いじめを認知した場合の対応

①被害生徒の保護と安全確保を第一に行う。

②当該学年を含む複数の職員で事実の確認を行う。

③必要に応じいじめ防止委員会の臨時会を開催し対応について調整する。

④認知後は毎週行われる、生徒指導部会の中でいじめ防止委員会を設け、定期的に状況を確認する

⑤加害生徒について、保護者、関係諸機関と連携の上、必要な措置を講ずる。

⑥いじめを受けている生徒一人一人の「いじめ状況報告書」の記録を開始する。

⑦「いじめ状況報告書」の記録は以後、聞き取った内容を都度記録していく。

（２）　上記（１）③④の状況によっては教育委員会・警察への通報を行い、解決に向けて連携を図る。なお、学校のみで判断に迷う事案においても警察に相談・通報を行う

（３）　事例について、全教職員で共有し、再発防止策を検討して組織的に対応していく。

（４）　年３回のいじめアンケートといじめを認知した際に作成したいじめ状況報告は１０年間保管をする。

7　いじめを認知した場合の指導について

（1）いじめを認知した場合、まず、いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒

（2）の安全を確保することを第一に、必要な秘密を守り、時間や場所についても慎重に配慮して聞き取りを行う。しかし、慎重さを理由に対応が遅れることがないように心がける。

（3）発見者は、一人の判断や力で解決しようとせず、情報集約担当（生徒指導主任）を中心とし、担任、学年生徒指導担当、学年主任をはじめ、校長、教頭にも報告、連絡し、迅速かつ組織的に解決することを心がける。組織的とは、職員個々の指導力に頼るのではなく、第二中学校として、いじめを憎み、いじめのない学校を目指していることを指している。さらに、いじめの様子（8参照）によっては、学校の指導だけでなく、警察をはじめ、外部機関と連携し、生徒の安全を図り、被害生徒、加害生徒とも、より良い変容が図れるようにする。

（4）被害生徒の保護者に対しては、生徒を守ることを第一に行うことを伝え、今後の指導に対する協力を依頼する。

（5）加害生徒の保護者に対しても、事実を伝え、指導の方針を共有し、それ以上の事態を招かないように協力を依頼し、加害生徒のより良い変容への期待を伝える。

（6）問題の解消、解決とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。その後の児童生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で、その後の経過も見守り続ける。

（7）いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これからの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①　いじめに係る行為が止んでいること。

・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

8　重大事態が発生した場合

重大事態への対処については、令和6年8月に改定 された文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、対応することを基本とする。

1　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
2　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

さらに法に基づいて、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

重大事態の連絡・連携先

習志野市教育委員会指導課	(451)1132	葛南教育事務所	(433)6017
習志野市総合教育センター	(476)1715	習志野市子育て支援課	(453)9203
中央児童相談所	043(253)4101	習志野警察	(474)0110
千葉県子どもと親のサポートセンター	043(207)6028		
被害生徒保護者	加害生徒保護者		

重大事態が発生した場合の報道対応については以下の通り行う。

① 報道関係からの問い合わせの対応は教頭が行う。
② 事実を簡潔に伝える。
③ 事実と異なったことを伝えない。
④ 事実の隠蔽は行わない。
⑤ 限られた情報に基づく憶測を伝えない。
⑥ 個人情報、生徒の不利益につながることは伝えない。
⑦ 報道関係者に対しては、学校としての毅然とした対応を行う。

９　いじめの未然防止とその方法（国立教育政策研究所刊　生徒指導リーフ増刊号参照）

（１）居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていく。
日々の実践として大切なことは、わかる授業づくりを進める、すべての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫するということに尽きる。

（２）ストレスの原因を減らす。
生徒が２番目にあげるストレスの原因は、友人関係にまつわる嫌なできごとである。
つまり、「人に負けたくない」という過度の競争意識や勉強にまつわる嫌なできごとが一人一人の生徒の無用な負荷になっていないかを、見守っていく必要がある。人の成長にとって、理不尽な忍耐を強いるような行為が容認されることがあってよいはずがない。

（３）（２）とは相反するようにみえるが、少しくらいのストレスがあっても負けない自信を育むことも重要である。

（４）他者の尊重や他者への感謝の気持ちを高めることによってストレスをコントロールする。

（５）授業中は正しい姿勢を保つことに慣れさせておく。そうでないと、「わかる授業」を行っていても集中力が途切れて「わからなくなる」こともある。忘れ物をさせない指導なども、同じであり、居場所づくりとは、単に「居心地よくしてあげる」ということではなく、「生徒が困らないようにする」ための場所づくりを考えることである。

（６）「絆づくり」とは、教師がきちんと「居場所づくり」を進めているという前提のもとで、生徒自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることである。生徒同士が一緒に活動することを通して自ら感じとっていくものが「絆」であり「自己有用感」なので、「絆づくり」を行うのはあくまでも生徒（同士）である。教師が直接に「絆づくり」に関与することや、教師が直接に「自己有用感」を与えることはできない。ただ、そのための「場づくり」は可能であり、最重要である。すべての生徒の「絆づくり」を促すためには、教師の働きかけが不可欠であり、組織的・計画的な働きかけが大切になる。つまり教師の仕事は、すべての児童生徒が活躍できる場面を準備することである。

１０　公表、点検、評価、改訂

（１）公表
① 学校ホームページに本基本方針の概要を掲載する。
② 学校だより、保護者会、各団体の会議等により保護者・地域への周知を図る。

（２）点検
① 生徒指導部会等、校内の教職員による、本基本方針に基づいた対応を点検する。
② 学校評議員、PTA 役員会、学区青連協等の外部による点検を実施する。

（３）評価
① 学校評価
・いじめの防止等に関する質問を加えて実施する。
② 教育委員会報告
・評価内容を市教委へ報告する。

（４）改訂
・本基本方針は、上記の点検・評価を生徒、保護者、教職員等から幅広く意見を聴取した上で、その都度見直しを行い、必要に応じて随時改訂する。

令和　　　年度　　いじめ状況調べ

習志野市立第二中学校
（１０年間保存）

学年		クラス		氏名		生年月日	平成　　年　　月　　日

出身小学校	小	部活動	部	担任名	

いじめが発覚または認知されたときの状況を、なるべく詳しく記入してください。被害生徒の聞き取りは、共感的に丁寧に行ってください。 （いつ・だれが・どこで・何をどんなふうに・なぜ）
指導の経過を記入してください。経過観察のみを続ける場合は、加害生徒との関係などについても記入してください。

月／日	その後の経過を記入してください	月／日	その後の経過を記入してください
／		／	
／		／	
／		／	
／		／	
／		／	
／		／	